

# 確定申告書への マイナンバーの記載について

平成28年分以降の申告には、

**マイナンバー(12桁)の記載**



申告者ご本人の

**本人確認書類の提示**



**又は写しの添付**

が必要です。

- ※ 扶養親族等がいる方は、当該扶養親族等の本人確認書類の提示又は写しの添付は不要ですが、  
**マイナンバーの記載は必要です。**
- ※ ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

## 本人確認書類の例

例1

マイナンバーカード

(表面)



(裏面)



マイナンバーカードの写しを添付する場合は、両面の写しが必要です。



例2

通知カード



《個人番号の持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

## 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の

**社会保障・税番号制度(マイナンバー)**



をクリック



国税局・税務署